

## 西村あさひ法律事務所

## EU: データ関連の欧州司法裁判所判決の最新動向①(法人の実質的所有者に関する情報を一般公衆に無制限にアクセス可能とした規定を無効と判断した事例)

ヨーロッパ / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年1月13日号

執筆者:

[E-mail](#) [石川 智也](#)[E-mail](#) [菅 悠人](#)[E-mail](#) [福島 惇央](#)

マネーロンダリング等のための法人の悪用を防止する観点から、EU では、法人を最終的にコントロールできる程度の株式等を保有している自然人等を、実質的所有者(Beneficial Owner)に関する情報として登録簿に登録させた上で、これを一般公衆にもアクセスできるようにすべきであるとする規制が導入されていた。しかし、このような規制は、プライバシーや個人データ保護等の観点から問題があり得る。この点について、2022年11月22日、欧州司法裁判所は、「実質的所有者に関する情報について、一般公衆がいかなる場合でもアクセス可能な状態にしておくことを求める規定は無効である」と判断した<sup>1</sup>(以下「本判決」という。)。本判決のロジックによれば、今回、問題となった上記規制に基づいて制定された EU 加盟国の法令についても何らかの対応が必要になると考えられる上、今後の EU におけるマネーロンダリング等の法制に与える影響も大きいと考えられる。以下、本判決の概要を紹介する。

## 1. 事案の概要・欧州司法裁判所への付託事項

EU では、EU 法の解釈が争われた際、EU 加盟国の裁判所は、いったん訴訟手続を停止して、当該 EU 法の問題を欧州司法裁判所に付託し、EU 法の解釈や効力について統一的な判断を求めることができる(これを先決裁定手続という。)。本判決も先決裁定手続に付され、「マネーロンダリング又はテロリストへの資金供与のための金融システムの利用防止に関する指令(Directive 2015/849)等を改正する指令」<sup>2</sup>(Directive (EU) 2018/843。以下「マネロン防止改正指令」という。)が新設した、「EU 加盟国は、いかなる場合でも、実質的所有者(Beneficial Owner)に関する情報に対して、一般公衆がアクセス可能であるように確保すべきである」という規定(マネロン防止改正指令 1 条 15 号 c)の有効性が問題となった。

本判決で判断が示されたマネロン防止改正指令は、「指令」という EU 法の形式であり、その発効とともに直ちに EU 加盟国内で適用されるものではなく、EU 加盟国が指令に沿って国内で実施法を制定して初めて EU 加盟国内で適用されることになる。本判決で、実際に事件の端緒となったのは、ルクセンブルクが当該規定の実施法として制定した、「実質的所有者の登録簿を設立する 2019 年 1 月 13 日法(以下「本ルクセンブルク法」という。)」であった。

本ルクセンブルク法は、登録企業の実質的所有者に関して、①氏名、国籍、出生日、生誕地、住居地、プライベート又は職業上の住所等の情報、並びに②その保有する受益権(beneficial interest)の性質及び程度を登録簿に記入・記録すべき旨を定めた上で、当該情報には、誰でもアクセスできる旨を定めていた(本ルクセンブルク法 3 条 1 号、12 条)。

これに対し、本判決の原告となった企業は、実質的所有者の登録簿に記入された情報は一般にアクセス可能な状態に置かれるべきではないとして、ルクセンブルク地方裁判所に提訴した。その中で、当該企業は、一般公衆に実質的所有者の特定情報及び個人情報へのアクセスを認めることは、欧州人権条約 8 条に基づき解釈されるところの EU 基本権憲章 7 条及び 8 条で保障される私生活及び家族生活の尊重、並びに個人データの保護に関する権利を侵害しているといった主張を行った(パラ 28)。

<sup>1</sup> Case C-37 & 601/20, WM and Sovim SA v. Luxembourg Business Registers, ECLI:EU:C:2022:912 (Nov. 22, 2022).

<sup>2</sup> Directive (EU) 2018/843 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directive (EU) 2015/849 on the prevention of the use of the financial system for the purposes of money laundering or terrorist financing, and amending Directives 2009/138/EC and 2013/36/EU, 2018 O.J. (L156) 1.

これを受けて、ルクセンブルク地方裁判所は、下記事項等を欧州司法裁判所に付託した<sup>3</sup>(パラ 33)。

- マネロン防止改正指令 1 条 15 号 c は、EU 加盟国に対して、正当な利益の立証を要することなく全ての場合に実質的支配者に関する情報を一般にアクセス可能な状態に置くべき旨を定めているところ、当該規定は、私生活及び家族生活の尊重の観点、並びに個人データ保護の観点から有効な規定であるか

## 2. 欧州司法裁判所による先決裁定

欧州司法裁判所は、上記付託事項を受け、「EU 加盟国はその管轄で設立された法人等の実質的所有者に関する情報を、いかなる場合でも一般公衆にアクセス可能な状態に置いておかなければならない旨を定めた、マネロン防止改正指令 1 条 15 号 c の規定は無効である」との判断を下した。


## 3. 実務への示唆・コメント

本判決により、EU 加盟国は、マネロン防止改正指令に基づき、法人等の実質的所有者に関する情報を無制限に一般公衆にアクセス可能な状態に置く法制を実施している場合には、何らかの対応を行う必要が生じたと考えられる。実際に、オランダ政府等は、一般公衆による関連登録簿へのアクセスを遮断した<sup>4</sup>。

また、本判決で一般公衆にアクセス可能な状態に置かれていた個人データは、実質的所有者の特定情報及び保有する受益権に関する情報に限定されていたが、それでも、欧州司法裁判所は、これらの情報から経済的裕福さ等の経済活動に関する一定の個人のプロフィールを引き出すのに十分であると判断した点は注目される(パラ 41)。さらに、欧州司法裁判所は、EU 基本権憲章により保障された私生活や家族生活、個人データ保護に関する権利を制約するには、当該制約が「厳格に必要」であることを要するとして、登録簿の情報を一般公衆にアクセスさせることは、マネーロンダリング又はテロへの資金供与の撲滅に「資する」としても、「厳格に必要」であることまでは示されていないと判断し(パラ 75-76)、EU 基本権憲章に基づく、私生活や家族生活、個人データ保護に関する権利の制約が正当化される場合を厳格に制限した。これらの判断は、今後の EU レベルのマネロン防止法制にも影響を与える可能性がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>3</sup> なお、ルクセンブルク地方裁判所は、他にもいくつかの事項を欧州司法裁判所に付託したが、本文記載の事項以外の付託事項について欧州司法裁判所は判断を示さなかったため、本稿では割愛する。

<sup>4</sup> <https://www.rijksoverheid.nl/documenten/kamerstukken/2022/11/22/kamerbrief-over-tijdelijk-geen-informatieverstrekkingen-uit-het-ubo-register-naar-aanleiding-van-uitspraak-eu-hof>